

第9章 市の取組

1. 環境基本計画

本市では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境行政の指針となる宇土市環境基本計画を策定しました。

(1) 計画策定の背景

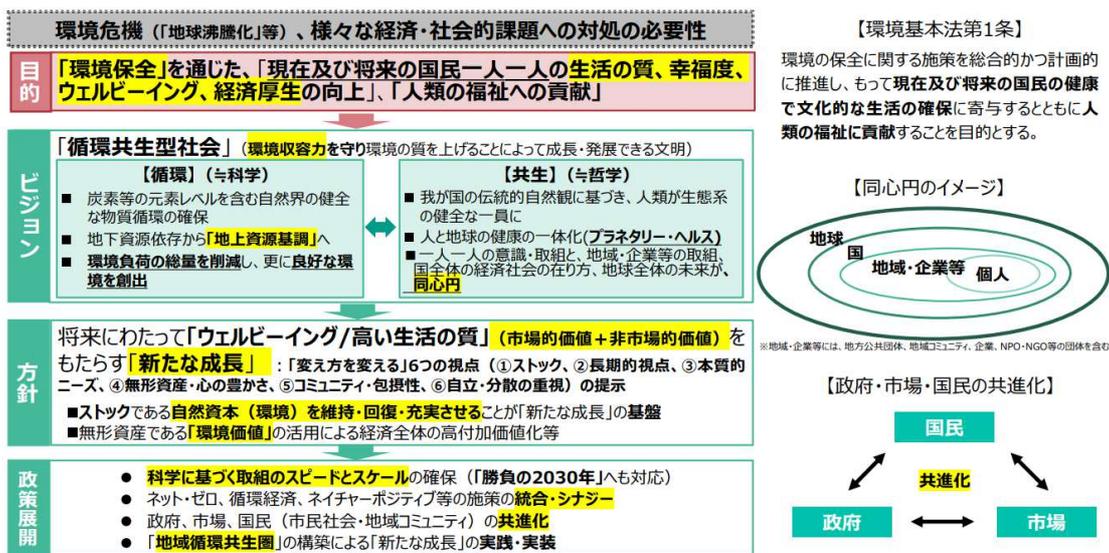
本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、陸海交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ人口が増加してきました。

本市では、平成14年3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年3月に宇土市環境基本計画を策定しました。平成20年度には本体計画で示される行動例の趣旨はほぼそのままとして、行動例を簡素化・統合し、主体ごとに分割し冊子としてまとめるかたちで内容を見直した実施計画書を策定しました。

また、平成31年4月には、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」をスローガンとした「第6次宇土市総合計画」を策定しております。

国においては、令和6年に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。環境保全を通じて現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すため、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

県においては、令和3年に第4次熊本県環境基本指針及び第6次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」の5つが位置付けられています。



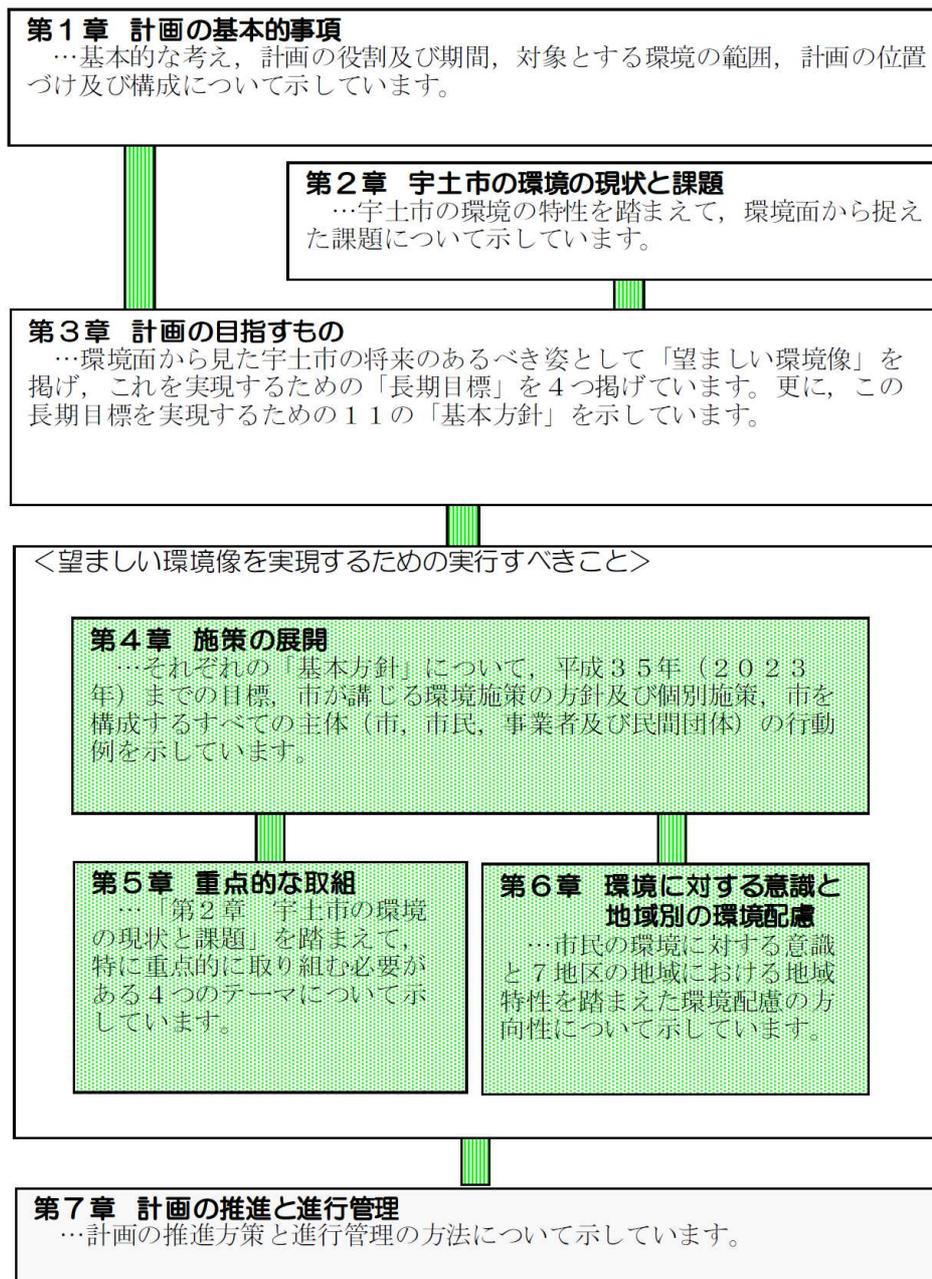
出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

近年、環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動の問題や再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などエコカーの普及、生物多様性の問題等めまぐるしく変化しています。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、総合的な視点から計画的に取組を進めていく必要があります。

(2) 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。



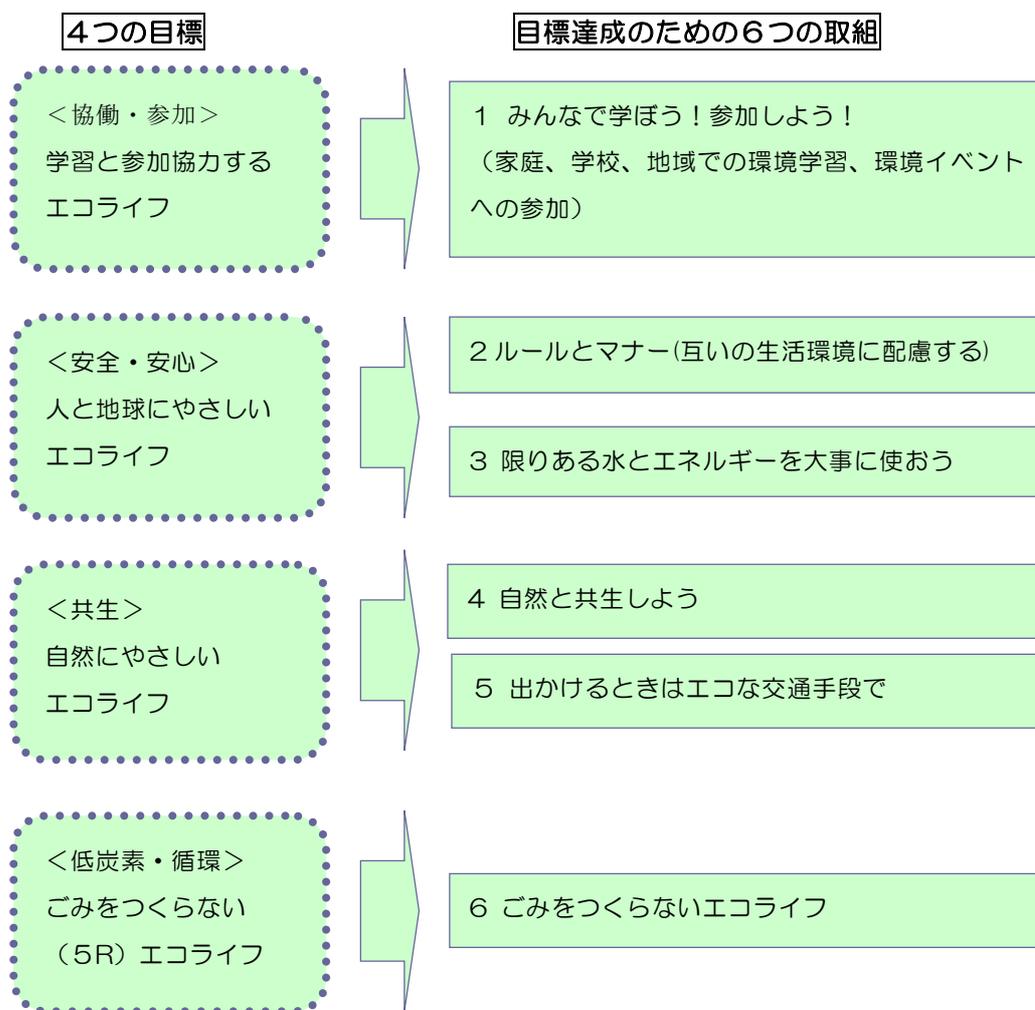
◆ 第3次宇土市環境基本計画の構成

2. エコライフ計画

(1) エコライフ計画

市では、環境にやさしい都市づくりの指針として、「宇土市エコライフ計画」を策定しました。本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆エコライフ計画の構成



3. 宇土市環境審議会

本市では、市の区域における環境保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会を設置しています。

環境審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議します。

- ・基本計画等の策定及び変更に関すること。
- ・環境調査を行うために必要な指針に関すること。
- ・年次報告書に関すること。
- ・その他環境行政の総合的推進に関する重要事項

(1) 審議会の概要

宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第44条及び宇土市環境基本条例第19条の規定に基づき設置された合議制の機関であり、地方自治法第138条の4及び第202条の3に規定する執行機関の附属機関に該当します。したがって、審議会の委員の委嘱は市長が行い、審議会は市長の諮問機関として位置付けられています。

附属機関という性格上、審議会が行う答申に法的拘束力はありません。しかし、本市における環境行政の公正性・信頼性を確保するため特に審議会を設けた趣旨から、市長の諮問事案についての答申内容は、十分に尊重する義務があります。

(2) 審議会委員

審議会の委員の構成は宇土市環境基本条例にて以下のとおり規定されています。

- 1 審議会は、委員5人以内をもって組織する
- 2 委員は、環境に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4. 進行管理

(1) 環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況

①令和6年度環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況総括表

区 分	達 成 状 況 【項目数】	
	環境基本計画に沿った環境 施策事務・公共事業	目標達成
目標未達成		7
特殊事情により実施不可		7
達成率 144/151		95.4%

令和6年度の達成率は95.4%であり、令和5年度の89.9%より高くなっています。この理由としては、仮設校舎新設事業が行われたとともに、フロン排出抑制法に基づく義務や産業廃棄物の資源再利用の周知啓発に努めたためです。

②令和6年度長期目標別環境基本計画に沿った環境施策進捗状況表

長 期 目 標	総項目数	達成数	未達成数
「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて	18	17	1
「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて	70	64	1(5)
「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて	31	28	2(1)
「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて	39	35	3(1)

※ () 書きは特殊事情により実施不可となったものになります。

※詳細な施策、取組内容等については資料編を参照してください。